

熊本県ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県広告活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、熊本県ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の位置及び枠数は、原則としてトップページ下部（4枠）とする。

(広告の基準)

第4条 要綱第3条第1項第7号に規定する、ホームページに掲載する広告として適当でないと県が認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (2) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (3) 県の施策及び事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (4) その他広報グループ課長が適当でないと認めるもの

(広告の種類)

第5条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦170ピクセル×横170ピクセル
- (2) 形式G I F（アニメ不可）・J P E G
- (3) データ容量50KB以下

(広告の禁止表現)

第7条 広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「熊本県防災情報」、「熊本県観光情報」、「職員採用情報」等の表現

(5) その他広告の表現として適当でないと広報グループ課長が認めるもの

(広告掲載の期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、県が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第9条 広告の募集は、広告取扱業者が行うものとする。

(広告取扱業者の選定)

第10条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し必要となる事項は、県が別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第11条 県ホームページへの広告の掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあった場合は、要綱第3条及び本要領第4条から第7条までの規定により審査を行うとともに、掲載の可否について県と協議し、承認を得なければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告取扱業者は、作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して7日

前の日までで県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

- 2 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、要綱第3条及び本要領第4条から第7条までの規定に反すると判断した場合は、広告主又は広告取扱業者に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第13条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告取扱業者が定める。

- 2 広告主は、広告取扱業者が定める手続に従い、広告取扱業者に広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第14条 県は、第12条の規定により提出された広告原稿を原則として掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

- 2 県は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告内容の修正)

第15条 県は、広告の内容等が各種法令又は要綱等に違反している、若しくは恐れがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主又は広告取扱業者に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第3条及び本要領第4条から第7条までの規定に反すると認めるとき
- (2) 第15条の規定による広告内容の修正が行われないうとき

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、広告取扱業者に申し出なければならない。
- 3 前項による申し出があった場合、広告取扱業者は、その旨県に報告するものとする。

(広告の変更)

第18条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第12条の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条第2項の規定に準じるものとする。

(リンク先の変更)

- 第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、広告取扱業者に届け出るものとする。
- 2 広告取扱業者は、前項の届け出があった場合は、直ちに要綱第3条及び本要領第4条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について県と協議しなければならない。

(その他)

- 第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- この要領は、平成18年10月30日から施行する。
- この要領は、平成21年2月20日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- この要領は、令和4年1月20日から施行する。